

※赤字は、平成30年4月版からの変更箇所です。

屋外広告物の手引

令和元年7月

桐生市

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I. 屋外広告物条例の目的など・・・・・・・・	2
1. 屋外広告物条例の目的	
2. 責務	
3. 屋外広告物条例の概要	
4. 屋外広告物とは	
II. 屋外広告物等の規制・・・・・・・・	4
1. 規制の概要	
2. 表示してはいけない「禁止広告物」	
3. 屋外広告物等を表示できない「禁止物件」	
III. 地域の区分・・・・・・・・	6
1. 禁止地域	
2. 許可地域	
3. 特別な地区	
4. 桐生市における禁止地域・場所	
IV. 許可基準・・・・・・・・	9
1. 許可共通基準	
2. 禁止地域	
3. 第一種許可地域	
4. 第二種許可地域	
5. 第一種・第二種許可地域に共通する基準	
6. 短期広告物（許可期間が2ヶ月以内）の許可基準	
V. 適用除外・・・・・・・・	19
1. 自家広告物の適用除外	
2. 非自家広告物の適用除外	
VI. 手続など・・・・・・・・	23
1. 許可申請の流れ	
2. 屋外広告物等を表示する者の責務	
3. 許可期間、許可手数料	
VII. 違反広告物に対する措置、罰則・・・・・・・・	25
1. 違反広告物とは	
2. 違反広告物を表示した者に対する措置	
3. 罰則	
4. 登録の取消し、営業停止処分《*群馬県が行う業務》	
VIII. 用語の説明・・・・・・・・	27

はじめに

屋外広告物は、広報・宣伝媒体の一つとして重要なものですが、一方で周囲の景観に影響を与えるものとして、周囲との調和が求められます。また、その管理が適正でないと通行人等に危害を及ぼすおそれもあります。このため、屋外広告物条例では、良好な景観の形成と風致（自然の趣き）の維持、公衆に対する危害の防止という2つの観点から、屋外広告物の規制を行っています。

従来から屋外広告物の規制は、群馬県屋外広告物条例に基づいて実施されてきましたが、本市は平成25年4月に景観行政団体になり、平成28年4月には景観計画の策定及び景観条例の施行、平成29年4月に市独自の桐生市屋外広告物条例を施行いたしました。これにより、景観行政に関して、市で方向性を示す体制が整うこととなります。

本条例は、群馬県屋外広告物条例の内容を踏まえて規制の基準などを定め、また、景観形成型広告整備地区など、市独自の取組を推進するための規定も定められています。

良好な景観の形成を図るためには、市、市民、事業者等の努力の積み重ねが何よりも大切になります。屋外広告物のルールを守って、本市の良好な景観の形成を推進しましょう。

【桐生市屋外広告物条例の改正経緯】

- 平成29年4月1日 条例施行（群馬県から権限移譲）
- 平成30年4月1日 禁止地域に田園住居地域を追加
- 令和元年7月1日 禁止地域の市長指定地域等（条例6条1項16号）の変更

【ご注意】

この手引は、屋外広告物の規制の内容をご理解いただくための概要であり、すべての条例及び規則が掲載されているものではありません。

実際に屋外広告物等の表示を計画される場合には、「桐生市屋外広告物条例」及び「桐生市屋外広告物条例施行規則」をご確認ください。

なお、屋外広告業の登録については、これまでどおり群馬県屋外広告物条例に基づく手続が必要です。登録申請窓口は、以下のとおりです。

～登録申請窓口～

群馬県県土整備部都市計画課

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 電話：027-226-3652

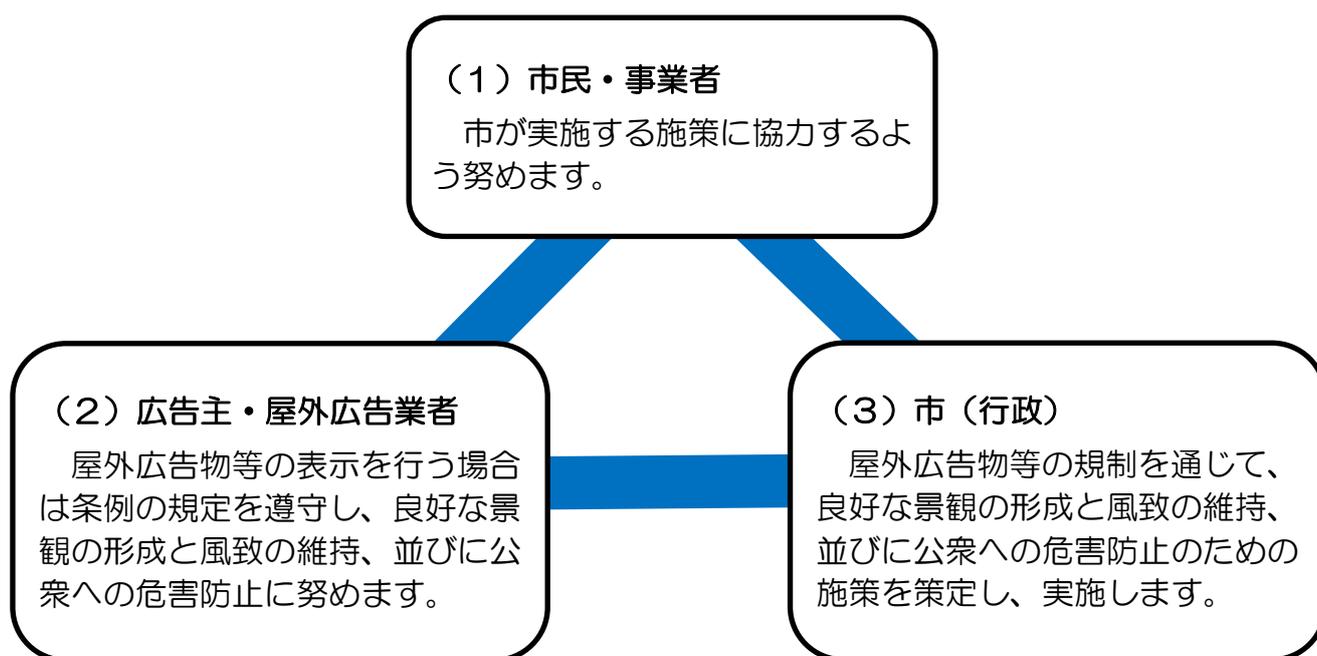
I. 屋外広告物条例の目的など

1. 屋外広告物条例の目的 【条例 1 条】

この条例は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物等の表示やこれらの維持について、必要な規制又は誘導を行うことで、良好な景観の形成と風致の維持、並びに公衆への危害を防止することを目的としています。

2. 責務 【条例 3～5 条】

この条例の目的を達成するため、市民及び事業者、広告主及び屋外広告業を営む者、市の役割を明らかにしています。



3. 屋外広告物条例の概要

- (1) 屋外広告物等の表示が規制される「禁止地域」や「禁止物件」、「許可地域」などを定めています。
- (2) 許可を受ける場合の許可基準や、その他の表示の基準を定めています。
- (3) 許可申請の方法や罰則などを定めています。
- (4) 広告主や屋外広告業者の守るべき基準や責務を定めています。

4. 屋外広告物とは 【条例2条】

『屋外広告物』とは、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に向けて表示される広告物のことをいいます。（営利、非営利の別を問いません。）

（1）常時又は一定の期間継続して表示されるもの

『常時又は一定の期間継続して表示』とは、定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるビラやチラシの類は「屋外広告物」に該当しません。これらは、電柱や塀などに貼られたときに初めて定着性を有し、「屋外広告物」に該当します。

（2）屋外で表示されるもの

『屋外で表示』とは、広告物が建築物等の外側にあることが必要で、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内にある広告物であれば、「屋外広告物」に該当しません。（例：商業施設のショーウィンドー内に設置されたものや自動車などの窓の内側から外側に向けて貼り付けるステッカーなど）

（3）公衆に表示されるもの

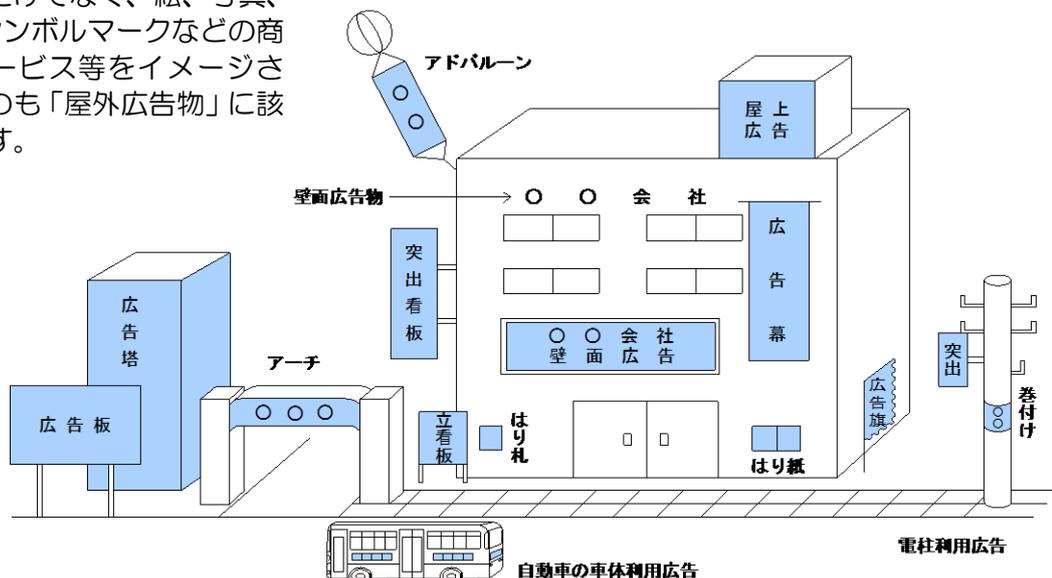
『公衆に表示』とは、不特定多数に対して表示するものをすべて含むのではなく、例えば、建物の外側に表示されているものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その中庭に向かって表示されているようなものは「公衆に表示」されていないことになり、「屋外広告物」に該当しません。（例：野球場や鉄道駅構内の内側に向けて表示される広告物など）

（4）看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

『その他の工作物等』とは、広告塔、広告板、建物ばかりでなく、もともと広告物の表示又は掲出の目的をもったものではない煙突や塀のようなものなどを意味し、これらを利用したものも「屋外広告物」に該当します。

【屋外広告物の種類（イメージ）】

*文字だけでなく、絵、写真、商標、シンボルマークなどの商品やサービス等をイメージさせるものも「屋外広告物」に該当します。



Ⅱ. 屋外広告物等の規制

1. 規制の概要

屋外広告物等を表示する場合には、当該屋外広告物等に係る規定をすべて満たさなければなりません。以下に確認手順を示します。

■基準等の確認手順

(1) 禁止広告物

禁止広告物は、いかなる場合にも表示できません。(P. 5)



(2) 禁止物件

禁止物件には、適用除外のものを除き、屋外広告物等を表示することはできません。

- ・禁止物件 (P. 5)
- ・禁止物件の適用除外 (P. 20~22)



(3) 地域の区分

禁止地域には、適用除外のものを除き、屋外広告物等を表示することはできません。

- ・禁止地域 (P. 6~8)
 - ・禁止地域の適用除外 (P. 9、10、19~22)
- 許可地域では、適用除外のものを除き、屋外広告物等を表示するには許可が必要です。
- ・許可地域 (P. 6)
 - ・許可地域の適用除外 (P. 19~22)



(4) 総表示面積

禁止地域における表示面積の合計 (P. 9、10)

許可地域における総表示面積の規制： 第一種許可地域 (P. 11)
第二種許可地域 (P. 13)



(5) 種類ごとの許可基準

屋外広告物等の種類ごとに高さや表示面積などの基準があります。地域の区分、屋外広告物等の種類、自家・非自家の別により許可基準が異なりますのでご注意ください。

また、許可期間が2ヶ月以内の短期広告物にも設置できる数や大きさに基準が設けられています。

～許可基準～

- ・禁止地域 (P. 9、10)
- ・第一種許可地域 (P. 9、11、12、15~17 [許可地域共通基準])
- ・第二種許可地域 (P. 9、13、14、15~17 [許可地域共通基準])
- ・短期広告物 (P. 18)



(6) 表示における景観的配慮

屋外広告物等の表示については、「桐生市景観計画 第6章 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項」に沿った景観的配慮をお願いします。

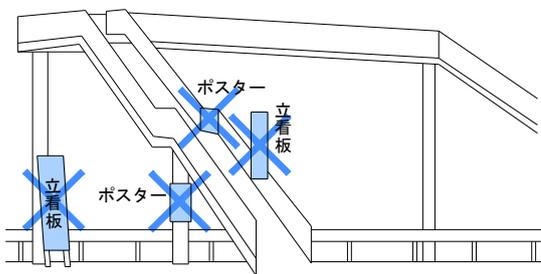
2. 表示してはいけない「禁止広告物」 【条例 14 条】

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗装等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 蛍光塗料や反射板などを使用するもの
- (4) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (5) 信号機、道路標識又は道路工事中用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- (6) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

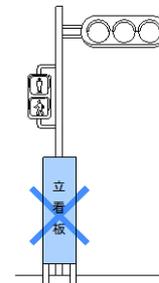
3. 屋外広告物等を表示できない「禁止物件」 【条例 7 条】

- (1) 次の物件には、屋外広告物等を表示することができません。

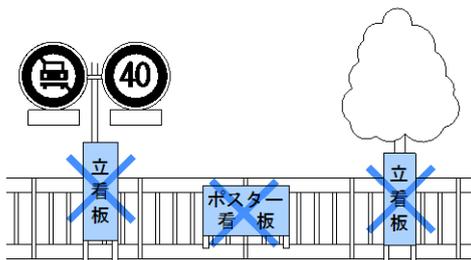
橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、石垣、擁壁、街路樹、路傍樹、保存樹、信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道柵、駒止め、里程標、消火栓、火災報知機、火の見やぐら、郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、路上変電塔、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木、道路の路面



橋りょう



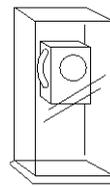
信号機



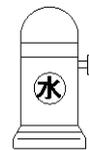
道路標識

歩道柵

街路樹

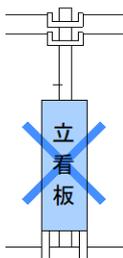


電話ボックス

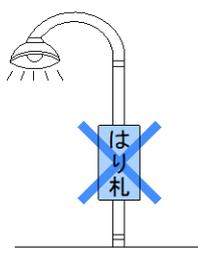


消火栓

- (2) 電柱、街灯柱には、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示できません。



電柱



街灯柱

Ⅲ. 地域の区分

市内全域を「禁止地域」と「許可地域」のいずれかに区分しています。

さらに特別な地区として、景観形成型広告整備地区、広告物活用地区などがあり、個別の規制を行える指定・認定制度があります。

1. 禁止地域 【条例 6 条】

■屋外広告物等を表示できない地域または場所

禁止地域	良好な景観の保全を優先するため、原則として、屋外広告物等を表示できない地域または場所
	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、特別緑地保全地区、重要文化財、史跡、都市公園など（P. 7、8）

※小規模な自家広告物や案内誘導広告物等で許可基準に適合したもの（P. 9、10）、非自家広告物で適用除外のものなど（P. 19～22）は、表示可能です。

2. 許可地域 【条例 8 条】

■許可基準に適合し、市長の許可を受ければ屋外広告物等を表示できる地域

第一種許可地域	良好な景観の形成並びに生活及び産業活動等の利便と調和に配慮すべき地域
	市街化調整区域、非線引き地域、都市計画区域外、第一種住居地域、第二種住居地域
第二種許可地域	都市計画区域に含まれる区域で、産業活動の利便に配慮すべき地域
	準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

※小規模な自家広告物（P. 15）、非自家広告物で適用除外のものなど（P. 19～22）、許可申請が不要な屋外広告物等もあります。

3. 特別な地区（平成 30 年 4 月 1 日現在、指定・認定された地区はありません。）

（1）「景観形成型広告整備地区」 【条例 9 条】

景観計画に基づき良好な景観を形成し又は保全するため、良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域として、市長が指定することができます。

（2）「広告物活用地区」 【条例 10 条】

許可地域等で、特色ある景観を有する地域において、活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域として、市長が指定することができます。

（3）「広告物協定地区」 【条例 11 条】

相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者等は、一定の区域を定め当該地域の景観を形成するため、広告物等に関する協定を締結した場合において、市長の認定を受けることができます。

4. 桐生市における禁止地域・場所 【条例6条】

■禁止地域（屋外広告物等を表示できない地域又は場所）

号	地域又は場所	該当地域等	市長が指定して定める地域又は範囲(◆)
1 (都市計画法)	用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	
	景観地区	該当なし	
	風致地区	桐生が岡、水道山、丸山、富士山	
	緑地保全地域	該当なし	
	特別緑地保全地区	蕪町	
	生産緑地地区	該当なし	
	伝統的建造物群保存地区	桐生新町重要伝統的建造物群保存地区	
2 (景観法)	準景観地区(◆)		指定なし
	景観重要建造物・景観重要樹木のある敷地から展望できる地域(◆)		指定なし
3 (景観法)	地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限(◆)		指定なし
4 (市民農園整備促進法)	市民農園	該当なし	
5 (文化財保護法)	国指定重要文化財・国宝・国指定重要有形民俗文化財指定建造物とその周囲(◆)	左記に該当する地域又は場所	塔婆(石造三重塔)の周囲500m以内(新里町山上)
	国指定史跡・名勝・天然記念物に指定又は仮指定されたものとその周囲(◆)	左記に該当する地域又は場所	指定なし
	国登録有形文化財とその周囲(◆)	左記に該当する地域又は場所	指定なし
6 (群馬県文化財保護条例)	県指定重要文化財・重要有形民俗文化財指定建造物とその周囲(◆)	左記に該当する地域又は場所	指定なし
	県指定史跡・名勝・天然記念物とその周囲(◆)	左記に該当する地域又は場所	指定なし
7 (桐生市文化財保護条例)	市指定重要文化財・重要有形民俗文化財指定建造物とその周囲(◆)	左記に該当する地域又は場所	指定なし
	市指定史跡・名勝・天然記念物とその周囲(◆)	左記に該当する地域又は場所	指定なし

令和元年7月1日現在

号	地域又は場所	該当地域等	市長が指定して定める地域又は範囲(◆)
8 (森林法)	保安林のある地域 (名所又は旧跡の風致の保存)	該当なし	
9 (群馬県自然環境保全条例)	県自然環境保全地域・緑地環境保全地域	鳴神山、根本沢、吾妻山東面、崇禅寺	
10 (都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律)	保存樹林のある地域	該当なし	
11	高速自動車国道・自動車専用道路	該当なし	
	上記以外の道路・鉄道・軌道・索道(◆)		指定なし
12	道路・鉄道・軌道・索道から展望できる地域(◆)		指定なし
13 (都市公園法)	都市公園(公園、緑地)	左記に該当する地域又は場所	
14 (都市緑地法)	市民緑地	該当なし	
15	河川・湖沼・溪谷・高原・山・山岳とこれらの付近の地域(◆)		梅田湖及びその周囲100m以内 (自家広告物を除く)
16	駅前広場とその付近の地域(◆)		次の駅の駅前広場等とその周囲10m以内 (自家広告物を除く) ・JR桐生駅(北口・南口) ・東武新桐生駅(県道新桐生停車場線を含む)
17	官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・博物館・美術館・体育館・病院・公衆便所の建造物とその敷地	左記に該当する地域又は場所	
18	古墳・墓地とこれらの付近の地域(◆)	左記に該当する地域又は場所	指定なし
19	社寺・教会・火葬場の建造物とその周囲の地域(◆)	左記に該当する地域又は場所	指定なし
20 (景観計画)	景観重点地区(◆)		指定なし
21	その他(◆)		指定なし

※小規模な自家広告物や案内誘導広告物等で許可基準に適合したもの(P. 9、10)、非自家広告物で適用除外のものなど(P. 19~22)は、表示可能です。

※今後、新たに禁止地域を指定または変更するときは、市長が告示をします。

IV. 許可基準

1. 許可共通基準

屋外広告物等を表示する場合には、全ての屋外広告物等が許可共通基準に適合しなければなりません。

- (1) 位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和していること。
- (2) 裏面、側面、脚部等の屋外広告物等を表示しない部分についても、良好な景観の形成と風致の維持に配慮していること。
- (3) 材料は腐食・損傷しにくいものやさび止め、防腐若しくは損傷防止のための措置をしていること。
- (4) 自重、積雪、風圧、地震等で、脱落、倒壊及び飛散するおそれのないものであること。
- (5) 交通標識、信号機等と混同せず、これらを隠さないものであること。

※このほか、表示する地域・場所、屋外広告物等の種類によって定められた許可個別基準にも適合しなければなりません。

2. 禁止地域

良好な景観の形成や風致の維持が大切な場所であるため、原則として、屋外広告物等を表示することはできません。ただし、以下に示す適用除外の基準がありますので、それらを遵守し、周辺景観に十分配慮することで表示することができます。

- (1) 自家広告物の適用除外の基準（許可不要） 【条例 12 条 3 項、規則 9 条 2 項】

■禁止地域に表示できる条件等

区分	基準
表示面積	合計 10 m ² 以下
その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋上以外の場所であること。 ・光源の点滅がないこと。 ・許可個別基準（第一種許可地域）に適合していること。（P. 11、15）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・10 m²を超えて表示することはできません。 ・簡易広告物の適用除外を 10 m²とは別に認めません。 ・突出広告物等の上端は、取り付け壁面の上端を超えないこと。
模式図	

(2) 案内図板の適用除外の基準（要許可） 【条例 12 条 4 項、規則別表 2】

■禁止地域に表示できる案内図板の許可基準（非自家）（許可期間：3 年）

区分	基準
表示面積	15 m ² 以下（面数は1面のみ）
高さ	上端の地上からの高さ 5m以下
表示内容	公衆の利便を図るため、地図、路線図、鳥かん図を表示するもの。
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅がないこと。 上記基準のほか、許可個別基準にも適合していること。（P. 15） *表示内容は地図が基本で、公共団体等が表示することが一般的です。
模式図	

(3) 案内誘導広告物の適用除外の基準（要許可） 【条例 12 条 4 項、規則別表 2】

■禁止地域に表示できる案内誘導広告物の許可基準（非自家）（許可期間：3 年）

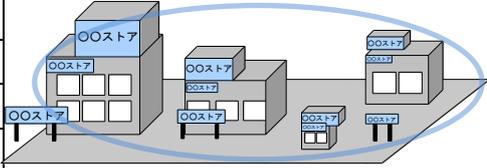
*条例6条1項16号の規定による「市長が指定する範囲」には、表示できません。

区分	基準
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 1面2m²以下かつ合計4m²以下 集合で表示する場合は、1面10m²以下かつ合計20m²以下（1つの目的地につき、1面2m²以下）
高さ	上端の地上からの高さ 5m以下
個数	1つの目的地につき、合計3個以下
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設や場所への誘導を目的としていること。 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること。
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅がないこと。 交差点外縁から5m以上離すこと。 上記基準のほか、許可個別基準にも適合していること。（P. 16）
模式図	

3. 第一種許可地域

- (1) 屋外広告物等の総表示面積の基準 【条例 15 条、規則別表5】
敷地内に表示できる屋外広告物等の総表示面積には、上限があります。

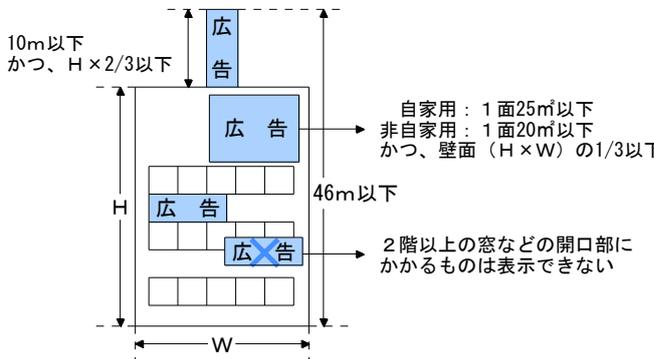
■総表示面積の基準

区 分		総表示面積	イメージ図
一般施設の場合		100 m ² 以下	
商業施設等 延床面積	2千m ² 未満	100 m ² 以下	
	2～5千m ² 未満	150 m ² 以下	
	5～10千m ² 未満	200 m ² 以下	
	10～15千m ² 未満	250 m ² 以下	
	15千m ² 以上	300 m ² 以下	

※広告幕など許可期間が2ヶ月以内のものは、上記に算入しません。

- (2) 屋外広告物等の種類ごとの個別基準 【規則別表7】

① 屋上広告物、② 壁面広告物 (自家・非自家) (許可期間：3年)

区分	①屋上広告物の基準	②壁面広告物の基準
表示面積	(自家用) 1面 25 m ² 以下 (非自家用) 1面 20 m ² 以下	(自家用) 1面 25 m ² 以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下 (非自家用) 1面 20 m ² 以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下
高さ	・上端の屋上からの高さ 10m以下かつ建築物の高さの3分の2以下 ・上端の地上からの高さ 46m以下	
表示方法	建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出しないこと。	2階以上にある窓など開口部にかからないこと。
模式図	 <p>10m以下かつ、H×2/3以下</p> <p>46m以下</p> <p>自家用：1面25m²以下 非自家用：1面20m²以下かつ、壁面(H×W)の1/3以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない</p>	

③ 広告板・広告塔 (自家) (許可期間：3年)

区分	基準	模式図
高さ	上端の地上からの高さ 13m以下	 <p>[上端高さ] 13m以下</p> <p>[1面の面積] 15m²以下</p>
面積	1面 15 m ² 以下	

④ 広告板・広告塔（非自家）・・・いわゆる野立広告（許可期間：3年）

空地に設置された建植広告物を野立広告といいます。（禁止地域には設置できません。）道路からの後退距離に応じて、表示面積が制限されます。

道路からの距離	5m未満	5~10m未満	10~20m未満	20~30m未満	30~40m未満	40m以上
高さ	設置不可	5m	5m	5m	7m	10m
一面面積	設置不可	3.3㎡	7㎡	15㎡	20㎡	30㎡
合計面積	設置不可	6.6㎡	14㎡	30㎡	40㎡	60㎡
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> • 交差点外縁から5m以上離すこと。 • 相互間距離は5m以上とすること。 • 形状は原則く形であること。 					
模式図						

⑤ 電光掲示板等（自家・非自家）（許可期間：3年）

電光掲示板等とは、電氣的に表示内容を変化させることができる屋外広告物等をいいます。

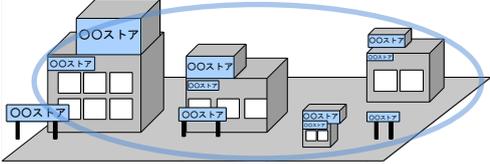
区分		ア. 建築物及び建築物敷地を利用するもの	イ. 空地に建植するもの
表示面積	道路からの距離	5m未満	設置不可
		5~10m未満	
		10m以上	
	突出広告物	上記にかかわらず3㎡以下かつ合計6㎡以下	
高さ	建植	上端の地上からの高さ5m以下	上端の地上からの高さ5m以下
	建植以外	上端の地上からの高さ7m以下	
表示方法		交差点外縁から20m以上離すこと。	
		表示面積1㎡以下のものは可。	相互間距離を5m以上とする。
模式図			

※電光掲示板等は、上記の基準のほか、該当する屋外広告物等の種類ごとの許可個別基準にも適合しなければなりません。（他の屋外広告物等と一体で表示する場合は、全体として基準を満たす必要があります。）

4. 第二種許可地域

- (1) 屋外広告物等の総表示面積の基準 【条例 15 条、規則別表 5】
敷地内に表示できる屋外広告物等の総表示面積には、上限があります。

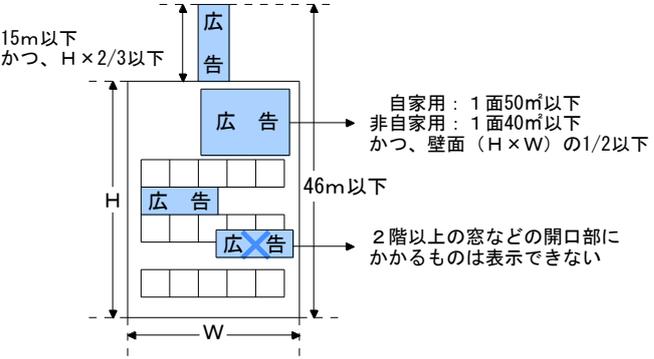
■総表示面積の基準

区 分		総表示面積	イメージ図	
一般施設の場合		200 m ² 以下		
商業施設等	延床面積	2千m ² 未満		200 m ² 以下
		2～5千m ² 未満		250 m ² 以下
		5～10千m ² 未満		350 m ² 以下
		10～15千m ² 未満		450 m ² 以下
		15千m ² 以上		600 m ² 以下

※広告幕など許可期間が2ヶ月以内のものは、上記に算入しません。

- (2) 屋外広告物等の種類ごとの個別基準 【規則別表 7】

① 屋上広告物、② 壁面広告物 (自家・非自家) (許可期間：3年)

区分	①屋上広告物の基準	②壁面広告物の基準
表示面積	(自家用) 1面 50 m ² 以下 (非自家用) 1面 40 m ² 以下	(自家用) 1面 50 m ² 以下かつ合計で当該壁面の2分の1以下 (非自家用) 1面 40 m ² 以下かつ合計で当該壁面の2分の1以下
高さ	・上端の屋上からの高さ 15m以下かつ建築物の高さの3分の2以下 ・上端の地上からの高さ 46m以下	
表示方法	建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出しないこと。	2階以上にある窓など開口部にかからないこと。
模式図		

③ 広告板・広告塔 (自家) (許可期間：3年)

区分	基準	模式図
高さ	上端の地上からの高さ 15m以下	
面積	1面 30 m ² 以下	

④ 広告板・広告塔（非自家）・・・いわゆる野立広告（許可期間：3年）

空地に設置された建植広告物を野立広告といいます。（禁止地域には設置できません。）道路からの後退距離に応じて、表示面積が制限されます。

道路からの距離	5m未満	5~10m未満	10~20m未満	20~30m未満	30~40m未満	40m以上
高さ	5m	5m	5m	7m	9m	10m
一面面積	3.3㎡	7㎡	15㎡	20㎡	25㎡	30㎡
合計面積	6.6㎡	14㎡	30㎡	40㎡	50㎡	60㎡
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> • 交差点外縁から5m以上離すこと。 • 相互間距離は5m以上とすること。 • 形状は原則く形であること。 					
模式図						

⑤ 電光掲示板等（自家・非自家）（許可期間：3年）

電光掲示板等とは、電氣的に表示内容を変化させることができる屋外広告物等をいいます。

区分		ア. 建築物及び建築物敷地を利用するもの	イ. 空地に建植するもの
表示面積	道路からの距離	5m未満	1面3㎡かつ合計6㎡以下
	5~10m未満	1面6㎡かつ合計12㎡以下	1面6㎡かつ合計12㎡以下
	10m以上	1面12㎡かつ合計24㎡以下	1面12㎡かつ合計24㎡以下
	突出広告物	上記にかかわらず3㎡以下かつ合計6㎡以下	
高さ	建植	上端の地上からの高さ 13m以下	
	建植以外		
表示方法		交差点外縁から20m以上離すこと。	
		表示面積1㎡以下のものは可。	相互間距離を5m以上とする。
模式図			

※電光掲示板等は、上記の基準のほか、該当する屋外広告物等の種類ごとの許可個別基準にも適合しなければなりません。（他の屋外広告物等と一体で表示する場合は、全体として基準を満たす必要があります。）

5. 第一種・第二種許可地域に共通する基準

(1) 自家広告物の適用除外の基準（許可不要）

許可地域では、表示面積の合計が 15 m²までは、許可を受けずに表示できます。

ただし、許可共通基準（形状、大きさ、意匠などが周囲の景観に調和）と広告種別ごとの許可個別基準（高さ、表示方法など）が適合していなければ表示できません。

(2) 屋外広告物等の種類ごとの個別基準 【規則別表7】

① 突出広告物（自家・非自家）（許可期間：3年）

区分	基準	模式図
突出幅	壁面から 1.5m以下、かつ道路境界線から歩道上は 0.6m以下、車道上（側溝及び路肩部分を含む。以下同じ）は 0.45m以下	
下端の高さ	(車道上) 4.7m以上 (歩道上) 3m以上	
表示方法	広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないものとする。	
その他	道路上に突出する場合には、道路管理者の許可が必要になります。	

② 塀広告物（自家・非自家）（許可期間：3年）

区分	基準	模式図	
自家	面積	1面 15 m ² 以下	
	表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・塀にじか付け又はじか書きとする。 ・壁面の外郭線から突出しないこと。 	
非自家	面積	1面 2 m ² 以下	
	表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・塀にじか付け又はじか書きとする。 ・壁面の外郭線から突出しないこと。 ・交差点外縁から5m以上離すこと。 	

③ 置看板（自家）（許可期間：3年）

区分	基準	模式図
高さ	上端の地上からの高さ 2m以下	
面積	1面 2 m ² 以下	
表示方法	道路上に突出しないこと。	

④ 案内図板（非自家）（許可期間：3年）

区分	基準	模式図
表示面積	15 m ² 以下（片面のみ）	
高さ	上端の地上からの高さ 5m以下	
表示内容	公衆の利便を図るため、地図、路線図、鳥かん図を表示するもの。	
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。	

⑤ 案内誘導広告物（非自家）（許可期間：3年）

区分	基準	模式図
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 1面 3.3 m²以下かつ合計 6.6 m²以下 集合で表示する場合は、1面 10 m²以下かつ合計 20 m²以下（1つの目的地につき1面 3.3 m²以下） 	
高さ	上端の地上からの高さ 5m以下	
範囲及び個数	<ul style="list-style-type: none"> 目的地から 10km以内 1つの交差点付近に、1つの目的地につき3個以下 	
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設や場所への誘導を目的としていること。 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること。 	
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 交差点外縁から5m以上離すこと。 道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。 	

⑥ 鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔（非自家）（許可期間：3年）

区分	基準	模式図
鉄道等からの距離	50m以上	
高さ	上端の地上からの高さ 10m以下	
表示面積	1面 30 m ² 以下かつ合計 60 m ² 以下	
広告物の相互間距離	30m以上	
形状	原則く形であること。	

⑦ 電柱広告物（非自家）（許可期間：1年）

区分	基準	模式図	
袖付	下端高さ	(車道上) 4.7m以上 (歩道上) 3m以上	
	出幅	0.6m以下	
	長さ	1.2m以下	
	表示方法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に取り付けること。	
	個数	柱 1本につき1個	
巻付	下端高さ	1.2m以上	
	長さ	1.5m以下	
	個数	柱 1本につき2個以下	

⑧ 街灯柱利用広告物（非自家）（許可期間：1年）

区分	基準	模式図
表示面積	1面 0.3㎡以下かつ合計 0.6㎡以下	
下端の高さ	(車道上) 4.7m以上 (歩道上) 3m以上	
個数	柱1本につき1個	
出幅	0.6m以下	
表示目的	商工会、自治会長等が会員名、商店街名、町名等を表示するためのものであること。	

⑨ 車体利用広告物（非自家）（許可期間：1年）

区分	基準	模式図
表示位置	窓（ガラス）部及び前面を除いた車体表面に表示したものであること。	
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車と紛らわしくないものであること。 ・運転者をげん惑させるおそれのある色彩や素材を用いたものでないこと。 ※自家広告物類似の広告物（自ら所有等する車両に自らの名称・称号・業務内容等を表示するもの）については、許可の適用除外。（P. 21）	

⑩ バス停利用広告物（非自家）（許可期間：標識1年、上屋3年）

区分	基準	模式図	
標識	個数	1個	
	表示面積	バス停留所標識の表示板の1面の面積の3分の1以下	
上屋	表示方法	道路上にあっては、道路管理者の定める道路占用の基準に適合するものであること。	

6. 短期広告物（許可期間が2ヶ月以内）の許可基準

(1) 屋外広告物等の種類ごとの個別基準 【規則別表7】

① 広告幕（懸垂幕・横断幕）

区分	基準	模式図
個数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面に表示する懸垂幕の個数は、1壁面4個以下 ・支柱等を利用して表示する場合の個数は、1支柱2個以下 	
下端高さ	(車道上) 4.7m以上 (歩道上) 2.5m以上	
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・懸垂幕は、幅 1.2m以下、長さ 15m以下 ・横断幕(道路を横断している広告物)は、幅 0.9m以下 	

② 簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗（のぼり旗）、立看板）

区分	基準	イメージ図	
はり紙	枚数	1面に同一のもの4枚以下	
	表示面積	1.5 m ² 以下	
はり札	枚数	1面に同一のもの4個以下	
	表示面積	0.5 m ² 以下	
広告旗	大きさ	縦 1.8m以下、横 0.9m以下	
	表示方法	6本以上表示する場合は、相互間距離を5m以上とすること。	
立看板	大きさ	縦 1.8m以下、横 0.9m以下	
	表示方法	6個以上表示する場合は、相互間距離を5m以上とすること。	

※表面加工していない紙を使用したものは、許可期間が1ヶ月以内となります。

※一定の条件を満たした簡易広告物は許可不要となる場合があります。(P. 19)

③ アドバルーン

区分	基準	模式図
規格等	広告物は長さ 15m以下、幅 1.5m以下の布片に表示し、主綱に緊結すること。	
表示方法	気球部に表示する場合は、じか書きとすること。	

V. 適用除外

「適用除外」とは、例外的に禁止地域や禁止物件に表示することができる屋外広告物等や、許可地域で許可を受けずに表示できる屋外広告物等を定めたものになります。

自家広告物や案内誘導広告物をはじめ、社会生活に必要な様々な屋外広告物等が「適用除外」として規定されています。

1. 自家広告物の適用除外

(1) 自家広告物に関する適用除外の基準（許可不要）【条例 12 条 3 項、規則 9 条】

自らの事業所等に店名などを表示する「自家広告物」は、地域区分ごとに定められた表示面積などの基準に適合すれば、許可不要で表示できるものがあります。

地域区分	基準
禁止地域	合計 10 m ² 以下（詳細は、9 ページをご覧ください。）
第一種・第二種許可地域	合計 15 m ² 以下（詳細は、15 ページをご覧ください。）

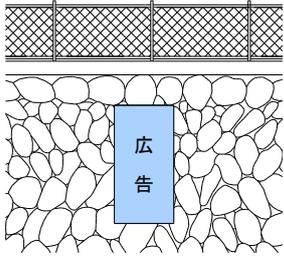
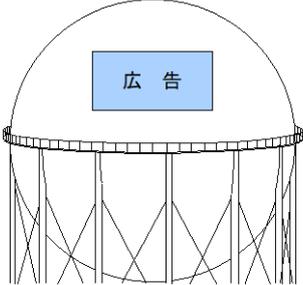
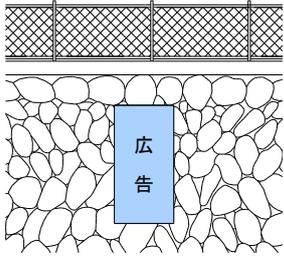
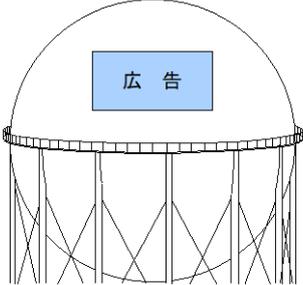
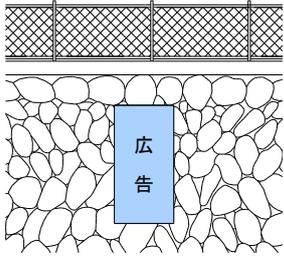
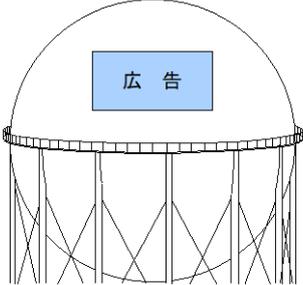
(2) 自家用簡易広告物の適用除外の基準（許可地域）【条例 12 条 6 項、規則別表 4】

区分	基準
合計個数 (枚数)	■はり紙、はり札、広告旗、立看板の合計 敷地の接道延長距離 L (m) を 5 で除して得た値 (端数切り捨て) + 5 個 (枚) 以下
表示面積 及び 表示方法	■はり紙 1 枚あたり 1.5 m ² 以下、一面に同一のもの 4 枚以下
	■はり札 1 枚あたり 0.5 m ² 以下、一面に同一のもの 4 枚以下
	■広告旗、立看板 一個あたり縦 1.8m以下、横 0.9m以下 道路に面して設置する場合は、相互間距離を 5m以上とすること。
模式図	<p>壁面に同一のはり紙 1面に4枚以下</p> <p>広告旗</p> <p>0.9m</p> <p>1.8m</p> <p>「L ÷ 5 + 5 個」まで、 許可不要で表示できます。</p> <p>接道延長距離 L</p> <p>道路</p>

※許可地域における自家用の簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板）は、上記の合計個数（枚数）の基準を満たせば、許可不要で表示できます。ただし、屋外広告物等の種類ごとの許可基準に適合することが必要です。

(3) 禁止物件に表示する自家広告物の適用除外の基準（許可不要）

【条例 12 条5項、規則 9 条】

区分	基準			
禁止物件	石垣・擁壁	送電塔、送受信塔、煙突、ガスタンクなど		
表示面積	5㎡以下	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">《禁止地域》 10㎡以下</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">《許可地域》 15㎡以下</td> </tr> </table>	《禁止地域》 10㎡以下	《許可地域》 15㎡以下
《禁止地域》 10㎡以下	《許可地域》 15㎡以下			
条件	物件の所有者・管理者が自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容等を表示するもので、許可共通基準に適合するもの。			
模式図	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">  </td> </tr> </table>			
				

2. 非自家広告物の適用除外 【条例 12 条】

適用除外でも、許可、届出などの手続が必要な場合もありますので、ご注意ください。

■非自家広告物の適用除外

項・号	適用除外広告物	内容・基準など	手続要件否	禁止物件	禁止地域	許可地域
1・1	法令の規定により表示するもの	交通標識等、建築確認の表示	不	○	○	○
1・2	国・地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置する広告物	表示期間2ヶ月以内で、表示期間と表示者名を明記したもの又は犯罪捜査等に係るもの	不	○	○	○
		上記以外のもの	協・届	○	○	○
1・3	公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等	選挙告(公)示後、選管の検印を要するポスター等	不	○	○	○
2	公共施設等に寄贈者名等を表示する場合	表示個数：1施設・物件につき1個 表示面積：0.5㎡以下かつ1平面面積の20分の1以下	不	○	○	○
3・2	自己の管理する土地又は物件の管理上必要な広告物	表示面積：2㎡以下	不	/	○	○
5・2	禁止物件の管理上必要な広告物	2㎡未満は許可が不要	許	○	/	○
3・3	工事現場の板塀、仮囲いなどの当該工事期間中に限り表示する広告物	・空、動植物、風景その他の周囲の景観に調和した絵画や写真であって営利を目的としないもの ・進捗状況など当該工事現場の管理に必要で、合計10㎡以下のもの	不	×	○	○
3・4	祭典・縁日・年中行事のために一時的に表示するもの	表示期間：祭典などの開催期間中に限定（事前のPR活動は不可）	不	×	○	○
3・5	講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会等の会場敷地内に表示する広告物		不	×	○	○
3・6	電車・自動車に表示するもの	次のいずれかに該当するもの ・表示面積が電車15㎡以下、自動車3㎡以下 ・公共的目的で表示 ・所有者等の名称、当該車両事業内容を表示	不	/	○	○

項・号	適用除外広告物	内容・基準など	手続 要否	禁 止 物 件	禁 止 地 域	許 可 地 域
3・7	他の自治体で登録された自動車に、他の自治体の条例に適合して表示されたもの		不	/	○	○
3・8	人・動物・車両（電車・自動車を除く）・船舶等に表示される広告物		不	/	○	○
3・9	公共掲示板に地方公共団体の定める規程に従って表示される広告物		不	/	○	○
3・10	政治資金規正法第6条の届出を行った政治団体が表示する簡易広告物	表示期間2ヶ月以内で、表示期間と表示者名を明記したもの	不	×	○	○
		上記以外のもの（表示期間4ヶ月以内）	届	×	○	○
6・1	営利目的でない講演会・スポーツ大会・労働組合などの広告物	表示期間1ヶ月以内	届	×	×	○
6・2	公共的団体が公共的目的をもって表示するもの		届	×	×	○

不：手続き不要、届：届出が必要、許：許可が必要、協：協議が必要
○：表示可、×：表示不可、

Ⅵ. 手続など

1. 許可申請の流れ 【条例8条、17条～22条】

(1) 事前相談

屋外広告物等の表示を計画している方は、事前にご相談ください。

*屋外広告物等の高さが4mを超える場合には工作物確認(建築基準法)、道路上に表示する場合には道路占用(道路法)、道路使用(道路交通法)の許可など、他の法令に係る許可等についてもご確認をお願いします。

(2) 許可申請【様式1号(長期)、様式2号(短期)】

必要書類を添付した申請書を2部(正・副)作成し、直接窓口にお持ちください。

*郵送での申請も承りますので、お問合せください。

(3) 手数料納入

申請書の審査終了後、納入通知書を発行します。納入通知書に記載された所定金融機関で手数料を納入してください。

*納入通知書の郵送を希望する場合には、返信先を記載し、必要な額の円切手を貼った返信用封筒(定形郵便物用)の準備をお願いします。

*収入印紙、群馬県証紙は、ご利用になれませんのでご注意ください。

(4) 許可

入金の確認後、許可の手続きを行い「許可書(申請書副本)」の交付とともに、「標識(シール)」の交付又は打刻印等を押印します。

*許可書等の郵送を希望する場合には、返信先を記載し、必要な額の切手を貼った返信用封筒(A4サイズ用)の準備をお願いします。

(5) 表示、完了届【様式7号】

屋外広告物等を表示した際には、速やかに「完了届」を提出し、表示した屋外広告物等には、忘れずに「標識(シール)」を貼り付けてください。

《期間満了》

《変更・更新》

(6) 変更(改造)許可申請【様式18号】、管理者等変更届【様式24号】、更新許可申請【様式16号】

変更：許可期間満了前に、屋外広告物等を変更(改造)、管理者等を変更する場合には、変更申請が必要になります。

更新：許可期間満了後も、継続して屋外広告物等を表示する場合は、許可期間満了の30日前までに更新許可申請が必要になります。(1) ^

《期間満了》

(7) 許可期間満了、除却届【様式19号】

許可期間が満了した際には、速やかに当該屋外広告物等を除却し、「除却届」を提出してください。

2. 屋外広告物等を表示する者の責務

屋外広告物等を表示する者は、許可を受けたものについて、次の義務が生じます。

(1) 許可等の表示 【条例 20 条】

許可を受けたときは、その旨の表示が必要です。許可の際に標識（シール）を交付しますので、許可を受けた屋外広告物等に添付してください。

(2) 管理義務（管理責任者の設置） 【条例 21 条】

広告主は、屋外広告物等の倒壊や落下等の事故を未然に防ぐために、補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保たなければなりません。そのため、簡易広告物を表示する場合を除き、管理責任者を置くことが義務付けられています。

なお、1 面 30 m²以上の屋上広告物等の場合には、屋外広告物法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する試験に合格した者（屋外広告士）又は一級建築士、特種電気工事資格者（ネオン工事に係るものに限る。）いずれかの者を管理責任者として置く必要があります。

また、管理責任者を設置したときは届出が必要になります。ただし、許可申請時に申請書の管理責任者欄に必要事項を記載した場合は、省略することができます。

(3) 除却義務（除却の届出） 【条例 22 条】

許可や届出の期間が満了したとき、許可等が取り消されたとき又は屋外広告物等を表示する必要がなくなったときには、遅滞なく当該屋外広告物等を除却しなければなりません。除却後、速やかに除却届を提出してください。

3. 許可期間、許可手数料 【条例 16 条、規則別表 6、桐生市手数料条例 2 条 1 項】

屋外広告物等の種類ごとに、許可期間と手数料が定められています。

申請書類を審査の上、納入通知書を発行します。

■ 許可期間・許可手数料

屋外広告物等の種類	許可期間	手数料		
		単 位	金 額	
広告板、広告塔、電光掲示板等及びこれらに類するもの(置看板を含む。)並びに掲出物件	3年以内	1 m ² までごと	480 円	
アーチ		1 個	5,600 円	
電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所標識を利用するもの	1年以内	1 個	280 円	
工事用仮囲いを利用するもの		1 m ² までごと	220 円	
車体に表示 するもの		全体を利用するもの	1 台	1,000 円
		その他	1 個	300 円
はり紙	2ヶ月以内 ただし、材質 が表面加工の ない紙のもの は 1ヶ月以内	50 枚までごと	280 円	
はり札等		10 枚までごと	550 円	
広告旗（のぼり旗）		1 本	220 円	
立看板等		1 個	280 円	
広告幕		1 張	330 円	
アドバルーン	1ヶ月以内	1 個	1,500 円	

VII. 違反広告物に対する措置、罰則

条例や規則に違反する屋外広告物等を表示した場合には、勧告や措置命令、罰則の適用などが行われます。

勧告に従わない場合には、氏名を公表される場合があります。

また、条例違反者が屋外広告業者で悪質な場合には、登録の取消しや6ヶ月以内の営業停止処分を受ける場合があります。

1. 違反広告物とは

条例や規則に違反する屋外広告物等とは、次のようなものをいいます。

- (1) 禁止地域や禁止物件に表示された屋外広告物等
- (2) 許可地域で許可を受けずに表示された屋外広告物等
- (3) 禁止広告物
- (4) 許可条件の違反や管理義務、除却義務を怠った屋外広告物等

2. 違反広告物を表示した者に対する措置 【条例 24 条、25 条】

違反広告物を表示した屋外広告業者や広告主に対して、次のような措置（行政処分）が行われる場合があります。

(1) 勧告及び公表

違反広告物を表示している者に対して、改修、移転又は除却など、必要な措置を行うよう文書で勧告します。勧告に従わない場合、その旨を公表する場合があります。

(2) 措置命令

勧告に従わない場合には、さらに措置命令を発します。この命令に従わない場合、屋外広告業の登録が取消されたり、告発されたりする場合があります。

※なお、違反広告物が、はり紙や立看板など簡易広告物の場合、職権により除却したり、ボランティアが除却したりする場合があります。

3. 罰則 【条例 40～44 条】

条例や規則に違反して、屋外広告物等を表示した場合や屋外広告業を営んだ場合には、次のような罰則が課せられることがあります。

なお、これらの罰則は、屋外広告業者及びその従業員の両者に適用されることがあります。

- (1) 登録を受けず屋外広告業を営んだ場合、不正の手段により登録を受けたとき、営業停止の命令に違反した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- (2) 勧告や措置命令に従わなかった場合（50万円以下の罰金）
- (3) 条例や規則に違反して禁止地域や禁止物件、許可地域に屋外広告物等を表示した場合、除却義務違反、立入検査妨害、業務主任者を選任しなかった場合（30万円以下の罰金）
- (4) 虚偽の報告や立ち入り検査を拒んだ場合（20万円以下の罰金）
- (5) 必要な届出をしなかった場合（10万円以下の罰金） など

4. 登録の取消し、営業停止処分《*群馬県が行う業務》

(1) 登録の取消し、営業停止処分【群馬県屋外広告物条例 35 条の2】

屋外広告業者が、次に該当した場合には、登録の取消しや6ヶ月以内の営業停止処分を受ける場合があります。

- ① 違反広告物を表示したとき
- ② 業務主任者を配置していないとき
- ③ 不正の手段（名義貸し等）により登録を受けたとき
- ④ 役員等が罰金以上の刑（他県の条例違反も含む）に処せられたときなど

(2) 違反行為に対する監督処分【群馬県屋外広告物条例 35 条の2】

群馬県では、屋外広告業者に対する監督処分をするために必要とされる基準及び手続を定めることによって、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって同条例の適正な執行に資することを目的として、「屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準」を定めています。

条例違反など一定の事由に該当した屋外広告業者について、「屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準」に基づき、聴聞等の手続を経た上で、屋外広告業登録の取消処分又は営業の全部若しくは一部の停止を命ずる処分を行います。

処分の例については、以下のとおりです。（中核市である前橋市及び高崎市においても同様の基準で運用しています。）

■違反行為等に対する処分基準

違反行為等	処分基準
① 不正登録、登録拒否事項に該当した、措置命令・営業停止命令に違反した等	登録の取消し
② 許可等を受けずに屋外広告物等を表示した、虚偽の届出をした等	30 日間の営業停止
③ 屋外広告物等又は屋外広告業についての報告、資料の提出、検査を拒んだ等	15 日間の営業停止
④ 許可等の証票をはり付けなかった、除却・管理者等の届出をしなかった等	7 日間の営業停止
⑤ 屋外広告業者の標識を掲げない、屋外広告業者としての帳簿を備えない等	3 日間の営業停止

VIII. 用語の説明

本手引きで使用している用語について、説明します。

(1) 屋外広告物等

『屋外広告物等』とは、看板、立看板、はり紙、はり札などの「屋外広告物そのもの」と広告塔、広告板、建物、その他の工作物などの「屋外広告物を表示する下地となるもの（掲出物件）」とを合わせたものをいいます。

(2) 屋外広告物等の表示

『屋外広告物等の表示』とは、屋外広告物を表示若しくは掲出物件を設置することをいいます。

(3) 自家広告物

『自家広告物』とは、自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業、若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件をいいます。

(4) 非自家広告物

『非自家広告物』とは、自家広告物以外の広告物又はこれを掲出する物件のことをいいます。自己所有の土地、建物等に広告物を表示する場合でも、その敷地内に店舗等がなかったり、敷地内の店舗等の営業に関係のない広告物の場合は、非自家広告物として扱われます。

(5) 案内広告物

『案内広告物』とは、非自家広告物の一種で、特定の施設や場所への案内誘導を目的とした「案内誘導広告物」と、主に公共団体や公共的団体が表示する地図、路線図、鳥かん図などの「案内図板」に区分されます。

(6) 簡易広告物

『簡易広告物』とは、はり紙及びはり札、広告旗、立看板のことをいいます。

(7) 短期の広告物と長期の広告物

『短期の広告物』とは、簡易広告物及び広告幕、アドバルーンのことをいい、『長期の広告物』とは、短期の広告物以外のものをいいます。

【問合せ先】

桐生市役所 都市整備部 都市計画課

郵便番号：376-8501

住所：群馬県桐生市織姫町1番1号

電話：(代表) 0277-46-1111 (内線 1708、1709)
(直通) 0277-32-3787

F A X：0277-46-2307

メールアドレス：toshikei@city.kiryu.lg.jp

HP アドレス：<https://www.city.kiryu.lg.jp>